

令和8年つくば市議会定例会 9月定例会議提出案件一覧

・報告 12 件 ・認定 6 件 ・議案 24 件 計 42 件

【報告 12 件】

案件名	概 要	所管課
報告第 20 号 令和 7 年度つくば市一般会計継続費精算について 地方自治法施行令第 145 条第 2 項	令和 7 年度で終了した全 15 件事業の継続費設定事業について、精算報告書により報告するもの 【主な内容】 ・ （仮称）中根・金田台地区小学校建設事業 （実績） 57 億 9,542 万 4,000 円 ・ 手代木南小学校校舎長寿命化改修事業 （実績） 8 億 5,623 万 1,000 円 ・ 真瀬小学校校舎長寿命化改修事業 （実績） 7 億 6,587 万 5,000 円	財務部 財政課
報告第 21 号 令和 7 年度つくば市水道事業会計継続費精算について 地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 2 項	令和 7 年度で終了した全 4 件の継続費設定事業について、精算報告書により報告するもの [内容] - 中央配水場ポンプ設備更新工事 （実績） 4 億 6,200 万円 - 中央配水場ポンプ設備更新工事施工監理業務委託 （実績） 1,729 万 2,000 円 - 君島配水場電気計装設備更新工事 （実績） 5 億 1,480 万円 - 君島配水場電気計装設備更新工事施工監理業務委託 （実績） 941 万 6,000 円	上下水道局 水道総務課
報告第 22 号 令和 7 年度つくば市下水道事業会計継続費精算について 地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 2 項	令和 7 年度で終了した全 1 件の継続費設定事業について、精算報告書により報告するもの [主な内容] ・ 下水道使用料改定支援業務委託 （実績） 550 万円	上下水道局 下水道総務課

報告第 23 号 令和 7 年度つくば市健全化判断比率及び資金不足比率について 地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項	令和 7 年度決算に基づき算定した「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」からなる「健全化判断比率」と、各公営企業の資金不足比率について報告するもの	財務部 財政課																				
報告第 24 号 公益財団法人つくば文化振興財団の経営状況を説明する書類について 地方自治法 第 243 条の 3 第 2 項	令和 7 年度事業報告及び決算報告書並びに令和 8 年度事業計画書及び収支予算書が提出されたことに伴い報告するもの 【令和 7 年度決算額】 <table><tr><td>収入額</td><td>3 億5, 913 万4, 334 円</td></tr><tr><td>支出額</td><td>3 億5, 441 万7, 813 円</td></tr><tr><td>当期収支差額</td><td>471 万6, 521 円</td></tr><tr><td>前期繰越収支差額</td><td>3, 183 万8, 083 円</td></tr><tr><td>次期繰越収支差額</td><td>3, 655 万4, 604 円</td></tr></table> 【令和 8 年度予算額】 <table><tr><td>収入額</td><td>4 億208 万2, 000 円</td></tr><tr><td>支出額</td><td>4 億422 万8, 000 円</td></tr><tr><td>当期収支差額</td><td>△214 万6, 000 円</td></tr><tr><td>前期繰越収支差額</td><td>2, 060 万5, 000 円</td></tr><tr><td>次期繰越収支差額</td><td>1, 845 万 9, 000 円</td></tr></table>	収入額	3 億5, 913 万4, 334 円	支出額	3 億5, 441 万7, 813 円	当期収支差額	471 万6, 521 円	前期繰越収支差額	3, 183 万8, 083 円	次期繰越収支差額	3, 655 万4, 604 円	収入額	4 億208 万2, 000 円	支出額	4 億422 万8, 000 円	当期収支差額	△214 万6, 000 円	前期繰越収支差額	2, 060 万5, 000 円	次期繰越収支差額	1, 845 万 9, 000 円	市民部 芸術文化推進課
収入額	3 億5, 913 万4, 334 円																					
支出額	3 億5, 441 万7, 813 円																					
当期収支差額	471 万6, 521 円																					
前期繰越収支差額	3, 183 万8, 083 円																					
次期繰越収支差額	3, 655 万4, 604 円																					
収入額	4 億208 万2, 000 円																					
支出額	4 億422 万8, 000 円																					
当期収支差額	△214 万6, 000 円																					
前期繰越収支差額	2, 060 万5, 000 円																					
次期繰越収支差額	1, 845 万 9, 000 円																					

報告第 25 号 一般財団法人つくば市 国際交流協会の経営状 況を説明する書類につ いて 地方自治法 第 243 条の 3 第 2 項	令和 7 年度事業報告及び決算報告書並びに令和 8 年度 事業計画及び収支予算書が提出されたことに伴い報告す るもの 【令和 7 年度決算額】 <table><tr><td>収入額</td><td>1 億 6,714 万 1,946 円</td></tr><tr><td>支出額</td><td>1 億 6,742 万 8,645 円</td></tr><tr><td>当期収支差額</td><td>△28 万 6,699 円</td></tr><tr><td>前期繰越収支差額</td><td>2,252 万 2,425 円</td></tr><tr><td>次期繰越収支差額</td><td>2,223 万 5,726 円</td></tr></table> 【令和 8 年度収支予算額】 <table><tr><td>収入額</td><td>1 億 4,810 万 9,000 円</td></tr><tr><td>支出額</td><td>1 億 4,810 万 9,000 円</td></tr><tr><td>当期収支差額</td><td>0 円</td></tr><tr><td>前期繰越収支差額</td><td>2,147 万 8,000 円</td></tr><tr><td>次期繰越収支差額</td><td>2,147 万 8,000 円</td></tr></table>	収入額	1 億 6,714 万 1,946 円	支出額	1 億 6,742 万 8,645 円	当期収支差額	△28 万 6,699 円	前期繰越収支差額	2,252 万 2,425 円	次期繰越収支差額	2,223 万 5,726 円	収入額	1 億 4,810 万 9,000 円	支出額	1 億 4,810 万 9,000 円	当期収支差額	0 円	前期繰越収支差額	2,147 万 8,000 円	次期繰越収支差額	2,147 万 8,000 円	市長公室 国際都市推進 課
収入額	1 億 6,714 万 1,946 円																					
支出額	1 億 6,742 万 8,645 円																					
当期収支差額	△28 万 6,699 円																					
前期繰越収支差額	2,252 万 2,425 円																					
次期繰越収支差額	2,223 万 5,726 円																					
収入額	1 億 4,810 万 9,000 円																					
支出額	1 億 4,810 万 9,000 円																					
当期収支差額	0 円																					
前期繰越収支差額	2,147 万 8,000 円																					
次期繰越収支差額	2,147 万 8,000 円																					
報告第 26 号 専決処分事項の報告に ついて (専決処分第 15 号 損害賠償額の決定及び 和解について) 地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 8 年 7 月 8 日専決処分	損害賠償額の決定及び和解（道路管理上の瑕疵に係る 事故） 相手方の子がつくば市道 1032 号線の歩道を自転車で 走行中、歩道が陥没していたため転倒し、両手、両膝、 左肩及び左肘に擦過及び打撲の怪我を負うとともに制服 及び自転車を損傷させたもの 相手方に対する市の支払額 4 万 6,623 円 (過失割合 市 90% 相手方 10%)	建設部 道路管理課																				
報告第 27 号 専決処分事項の報告に ついて (専決処分第 16 号 損害賠償額の決定及び 和解について) 地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 8 年 7 月 9 日専決処分	損害賠償額の決定及び和解（道路管理上の瑕疵に係る 事故） つくば市道 4-4044 号線（P）上の街路樹が相手方敷地 に倒れ、その街路樹を相手方が伐採して処理したもの 相手方に対する市の支払額 10 万 5,600 円 (過失割合 市 100% 相手方 0%)	建設部 道路管理課																				

報告第 28 号 専決処分事項の報告について (専決処分第 17 号 損害賠償額の決定及び 和解について) 地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 8 年 7 月 10 日専決処分	損害賠償額の決定及び和解（公務中における公用車の 事故） 救急自動車が後退中に、相手方車両と接触し、相手方 車両の前方ナンバープレートを破損させたもの 相手方に対する市の支払額 2 万 2,330 円 (過失割合 市 100% 相手方 0%)	消防本部 救急課
報告第 29 号 専決処分事項の報告について (専決処分第 18 号 損害賠償額の決定及び 和解について) 地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 8 年 7 月 10 日専決処分	損害賠償額の決定及び和解（施設管理上の瑕疵に係る 事故） 施設敷地内の倒木により、相手方所有建物の屋根の一 部を損傷させたもの 相手方に対する市の支払額 9 万 9,000 円 (過失割合 市 100% 相手方 0%)	経済部 豊里ゆかりの 森
報告第 30 号 専決処分事項の報告について (専決処分第 19 号 損害賠償額の決定及び 和解について) 地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 8 年 7 月 30 日専決処分	損害賠償額の決定及び和解（道路管理上の瑕疵に係る 事故） つくば市道 4-4044 号線 (P) 上の街路樹が倒れ、駐車 していた相手方車両を全損させたもの 相手方に対する市の支払額 33 万円 (過失割合 市 100% 相手方 0%)	建設部 道路管理課
報告第 31 号 専決処分事項の報告について (専決処分第 20 号 損害賠償額の決定及び 和解について) 地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 8 年 7 月 30 日専決処分	損害賠償額の決定及び和解（道路管理上の瑕疵に係る 事故） つくば市道 4-4044 号線 (P) 上の街路樹が倒れ、駐車 していた相手方車両のボンネットを損傷させたもの 相手方に対する市の支払額 20 万 7,900 円 (過失割合 市 100% 相手方 0%)	建設部 道路管理課

【認定6件】

案件名	概 要	所管課
認定第1号 令和7年度つくば市 一般会計歳入歳出決 算認定について 地方自治法 第233条第3項	(財政課) 歳入総額 1,322億4,208万4,955円 (前年度比7.8%増) 歳出総額 1,279億4,773万3,874円 (前年度比9.1%増) 形式収支(歳入総額－歳出総額) 42億9,435万1,081円 うち翌年度へ繰り越すべき財源 16億3,592万5,000円 実質収支 26億5,842万6,081円	財務部 財政課
認定第2号 令和7年度つくば市 国民健康保険特別会 計歳入歳出決算認定 について 地方自治法 第233条第3項	(国民健康保険課) 歳入総額 190億3,507万6,256円 (前年度比0.01%減) 歳出総額 187億2,893万7,029円 (前年度比0.4%減) 形式収支及び実質収支ともに 3億613万9,227円	財務部 財政課
認定第3号 令和7年度つくば市 後期高齢者医療特別 会計歳入歳出決算認 定について 地方自治法 第233条第3項	(医療年金課) 歳入総額 33億288万4,438円 (前年度比8.9%増) 歳出総額 32億9,369万1,727円 (前年度比8.9%増) 形式収支及び実質収支ともに 919万2,711円	財務部 財政課
認定第4号 令和7年度つくば市 作岡財産区特別会計 歳入歳出決算認定に ついて 地方自治法 第233条第3項	(財政課) 歳入総額 9万9,234円 (前年度比2.5%減) 歳出総額 9万9,234円 (前年度比2.5%減) 形式収支及び実質収支ともに 0円	財務部 財政課

認定第5号 令和7年度つくば市 等公平委員会特別会 計歳入歳出決算認定 について 地方自治法 第233条第3項	(法務課) 歳入総額 113 万 1,883 円 (前年度比 23.8%増) 歳出総額 73 万 9,063 円 (前年度比 6.5%増) 形式収支及び実質収支ともに 39 万 2,820 円	財務部 財政課
認定第6号 令和7年度つくば市 介護保険事業特別会 計歳入歳出決算認定 について 地方自治法 第233条第3項	(介護保険課) 歳入総額 149 億 8,297 万 995 円 (前年度比 0.3%増) 歳出総額 144 億 4,953 万 4,766 円 (前年度比 1.5%減) 形式収支及び実質収支ともに 5 億 3,343 万 6,229 円	財務部 財政課

【議案 24 件】

案件名	概 要	所管課
議案第 21 号 令和 7 年度つくば市水道事業会計未処分利益 剰余金処分及び決算認定について 地方公営企業法 第 30 条第 4 項、第 32 条 第 2 項及び 地方自治法 第 96 条第 1 項第 3 号	令和 7 年度つくば市水道事業について、未処分利益剰余金の処分の議決と、決算の認定を求めるもの 【未処分利益剰余金の処分】 未処分利益剰余金 3 億 1,019 万 6,831 円は、建設改良積立金に全額積み立てるもの 【決算の認定】 ・収益的収入及び支出 収入 73 億 2,721 万 2,113 円 支出 66 億 7,906 万 4,408 円 ・資本的収入及び支出 収入 23 億 1,065 万 3,920 円 支出 46 億 1,130 万 2,219 円 不足額 23 億 64 万 8,299 円については、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補填 ・業務実績 令和 7 年度末給水人口 24 万 808 人 令和 7 年度年間有収水量 2,474 万 4,482 m ³	上下水道局 水道総務課

議案第 22 号 令和 7 年度つくば市下水道事業会計未処分利益剰余金処分及び決算認定について 地方公営企業法 第 30 条第 4 項、第 32 条 第 2 項及び 地方自治法 第 96 条第 1 項第 3 号	令和 7 年度つくば市下水道事業について、未処分利益剰余金の処分の議決と、決算の認定を求めるもの 【未処分利益剰余金の処分】 未処分利益剰余金 5 億 4,254 万 6,352 円を、建設改良積立金に全額積立てるもの 【決算の認定】 ・収益的収入及び支出 収入 104 億 5,594 万 3,679 円 支出 96 億 8,332 万 8,900 円 ・資本的収入及び支出 収入 26 億 8,336 万 9,335 円 支出 54 億 6,915 万 8,765 円 不足額 27 億 9,995 万 9,430 円については、消費税資本的収支調整額、繰越工事資金及び損益勘定留保資金で補填 ・業務実績 令和 7 年度末処理区域内水洗化人口 21 万 8,508 人 令和 7 年度末年間有収水量 2,724 万 9,215 m³	上下水道局 下水道総務課
議案第 23 号 令和 8 年度つくば市一般会計補正予算（第 2 号） 地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号	歳入歳出予算を 13 億 2,805 万 3,000 円増額し、総額を 1,243 億 7,900 万 3,000 円とする。 継続費の変更 1 件 繰越明許費の追加 6 件 債務負担行為の追加 16 件 債務負担行為の変更 3 件	財務部 財政課
議案第 24 号 令和 8 年度つくば市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） 地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号	歳入歳出予算を 3 億 642 万 5,000 円増額し、総額を 195 億 5,332 万円とする。	財務部 財政課

議案第 25 号 令和 8 年度つくば市後 期高齢者医療特別会計 補正予算（第 1 号） 地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号	歳入歳出予算を 919 万 2,000 円増額し、総額を 37 億 4,154 万 4,000 円とする。	財務部 財政課
議案第 26 号 令和 8 年度つくば市等 公平委員会特別会計補 正予算（第 1 号） 地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号	歳入歳出予算を 16 万 2,000 円増額し、総額を 123 万 2,000 円とする。	財務部 財政課
議案第 27 号 令和 8 年度つくば市介 護保険事業特別会計補 正予算（第 1 号） 地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号	歳入歳出予算を 5 億 7,617 万円増額し、総額を 158 億 7,855 万 2,000 円とする。 債務負担行為の追加 1 件	財務部 財政課

議案第 28 号 令和 8 年度つくば市水道事業会計補正予算 (第 2 号)	収益的支出を 3,547 万 9,000 円増額し、総額を 61 億 6,814 万 5,000 円とする。 資本的支出を 65 万 2,000 円増額し、総額を 52 億 3,601 万 3,000 円とする。 継続費を変更し、債務負担行為の追加及び廃止する。 【補正の内容】 1 収益的支出 3,547 万 9,000 円 (1) 職員給与費 1,011 万 2,000 円 (内訳：配給費 990 万 6,000 円、業務費 20 万 6,000 円) 人事異動及び昇給等によるもの (2) 総係費 2,487 万 3,000 円 水道ビジョン策定業務委託における 2 箇所 4 施設分（大根山浄水場：配水池、大貫浄水場：配水池、ポンプ室、次亜注入室）の耐震診断の追加によるもの。併せて継続費も変更する。 (3) 特別損失 49 万 4,000 円 過年度水道料金還付金増加によるもの 2 資本的支出 65 万 2,000 円 職員の昇給によるもの 3 継続費 変更 1 件 7-9 つくば市水道事業ビジョン策定業務委託 2 箇所 4 施設分（大根山浄水場：配水池、大貫浄水場：配水池、ポンプ室、次亜注入室）の耐震診断の追加によるもの 4 債務負担行為 廃止 2 件・追加 1 件 ＜廃止＞ (1) 8 配水管台帳システムデータ構築及び機器整備業務委託 (2) 8 給水台帳データ構築業務委託 ＜追加＞ (1) 8 配給水台帳管理システム・データ構築及び機器整備委託 (期 間) 令和 8 年度から令和 13 年度 (限度額) 2 億 6,638 万円	上下水道局 水道総務課
---	---	------------------------

地方公営企業法
第 8 条第 1 項第 1 号及び
地方自治法
第 96 条第 1 項第 2 号

議案第 29 号 令和 8 年度つくば市下水道事業会計補正予算 (第 1 号) 地方公営企業法 第 8 条第 1 項第 1 号及び 地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号	収益的支出を 19 万 3,000 円増額し、総額を 99 億 496 万 4,000 円とする。 【補正の内容】 収益的支出 19 万 3,000 円 過年度下水道使用料調定減額更正の増加に伴い、増額するもの	上下水道局 下水道総務課
議案第 30 号 つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	市民サービスの向上を図ることを目的に、新たに独自利用事務及び照会可能情報を追加するとともに、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの [主な改正内容] ・独自利用事務として以下の 3 つの事務を追加する。 ①敬老祝金に関する事務 ②特別支援教育就学奨励費に関する事務 ③予防接種に関する事務 ・医療福祉の支給に関する事務（マル福）において、「公的給付支給等口座登録簿関係情報」及び「戸籍関係情報」を照会可能とする。	政策イノベーション部 デジタル政策課
議案第 31 号 つくば市監査委員条例の一部を改正する条例について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	地方自治法の改正に伴い、条例の一部を改正するもの [改正の内容] ・引用する地方自治法の条ずれを改める。	監査委員事務局

議案第 32 号 つくば市税条例の一部を改正する条例について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	地方税法の改正に伴い、当該箇所を引用している条文があるため、条例の一部を改正するもの [主な改正内容] ・固定資産税の免税点の引上げ ・医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用期限の撤廃 ・住宅借入金等特別控除の延長 ・暗号資産の譲渡等に係る特例措置適用	財務部 納税課
議案第 33 号 つくば市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	地方自治法の改正に伴い、条例の一部を改正するもの [改正の内容] ・引用する地方自治法の条ずれを改める。	総務部 人事課
議案第 34 号 つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例の一部を改正する条例について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	つくば市立真瀬小学校放課後児童室を令和 9 年度から公営で運営するため、条例の一部を改正するもの [改正の内容] ・公営の放課後児童室として、つくば市立真瀬小学校放課後児童室を追加する。	こども・保健部 こども育成課
議案第 35 号 つくば市福祉支援センター条例の一部を改正する条例について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	児童発達支援センターの開設に伴い、福祉支援センターの事業を見直すため、条例の一部を改正するもの [主な改正内容] ・「児童発達支援を行う事業」「保育所等訪問支援を行う事業」「放課後等デイサービスを行う事業」に係る条文を削除する。	福祉部 障害者地域支援室

議案第 41 号 財産の取得について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 8 号	重症傷病者の救命率の向上を図るために、災害対応特殊高規格救急自動車 1 台及び高度救命処置用資機材一式を購入するもの 1 契約の相手方 茨城県水戸市泉町二丁目 3 番 24 号 茨城トヨタ自動車株式会社 代表取締役 幡谷 史朗 2 金 額 4,478 万 3,739 円	消防本部 救急課
議案第 42 号 財産の取得について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 8 号	児童数増加が見込まれることから教室不足に対応するため、谷田部小学校増築校舎を取得するもの 1 契約の相手方 茨城県水戸市笠原町 1571 番地 3 大和リース株式会社 水戸支店 支店長 粕谷 昌浩 2 金 額 14 億 2,230 万円	教育局 教育施設課
議案第 43 号 財産の取得について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 8 号	防災機能の強化を図るために、防災倉庫用備蓄品を購入するもの 1 契約の相手方 埼玉県さいたま市北区土呂町 1433 番地 1 株式会社サイボウ 代表取締役 結城 剛 2 金 額 2,450 万 5,580 円	市長公室 危機管理課
議案第 44 号 財産の取得について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 8 号	桜総合体育館の照明器具全てを LED 照明化するため、LED 照明器具を設置するもの 1 契約の相手方 東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 今枝 哲郎 2 金 額 3,537 万 6,000 円	市民部 スポーツ施設課